

令和4年度 第3回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和4年8月23日（火）午前11時00分～11時39分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 今井委員、岡松委員、反田委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、長谷川委員、山岸委員、依田委員
事務局 生方労働局長、岡村労働基準部長
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (3) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (4) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (5) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (6) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

お暑い中お集まりいただきましてたいへんありがとうございます。

ただいまから、令和4年度第3回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側、石垣委員、伊藤委員、労働者側、田草川委員、使用者側、川島委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者が1名いらっしゃいました。

また、報道機関からも2社の申し込みがありました。

傍聴席にいらっしゃいますので御報告いたします。

傍聴者は、お手元の「審議会傍聴にあたっての遵守事項」をお守りいただきますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様のカメラ撮影の機会は、開会にあたっての私の説明が終わるまでの頭撮りと山梨県最低賃金の答申文の手交場面の2回のみとさせていただきますので、円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

頭撮りはよろしいでしょうか。

それでは、報道機関の方におかれましては、カメラ撮影はここまでとさせていただきますので御着席をお願いいたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【（1）山梨県最低賃金の改正決定について（答申）】

（反田会長）

早速、議事に入ります。

まず、議事（１）の山梨県最低賃金の改正決定に係る答申に入ります。

本年度の山梨県最低賃金につきましては、山梨労働局長から調査審議の諮問を受け、専門部会を設置して、7月22日から審議を重ねた結果、8月12日に専門部会での結論をみるに至りました。

各専門部会委員の御協力に感謝申し上げます。

専門部会の審議結果について、報告書の写しがお手元に配付されておりますので、事務局から朗読していただきまして報告とさせていただきます。

（賃金室長）

本日の資料内に、山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しを入れておりますので御覧ください。

専門部会報告につきまして、朗読させていただきます。

着座にて失礼します。

令和4年8月12日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会部会長反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年7月5日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間898円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

さらに次のページを御覧ください。

山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要となります。

7月22日に第1回の専門部会が開催され、部会長等の選出、労使からの意見聴取結果の報告等が行われました。

続いて、8月5日に第2回の部会が開催され、労側、使側双方から基本的見解を發表いただきました。

8月9日に第3回、8月12日に第4回の部会が開催され、結審となり、公益案につきまして、多数決により決議をいただきました。

以上でございます。

（反田会長）

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等はございますか。

（山岸委員）

質問よろしいでしょうか。

審議結果については理解したところなんですけれども、他県の結果などを見ましても、大体これまでも、中央審議会から目安額が出て、ほぼ目安額どおりの決定額だったというような記憶しているのですが、今年度の場合、山梨県、目安額に対して1円高い引き上げ額となっておりますが、そこに至った、もう少し細かい理由とありますが、その辺を詳しくお伺いしたいのですが。

(反田会長)

これにつきましては、公益から説明いたしましょうか。

中央審議会から、A、Bランクが31円、C、Dランクが30円という提示がありました。

山梨県はBランクなので31円です。

今意見をいただきました、1円高くなったということですが、労働者側委員と使用者側委員の間はかなり大きな意見の隔たりがございました。

それぞれ御主張される根拠は理解できる場所なんですけれども、最終的に双方の御意見について、調整が難しいということで、全会一致ということにはなりません、採決になりました。

労働者側の御主張、特に物価高騰と賃金の格差を考慮して採決したところ、目安額プラス1円で多数決で決まったという結果でございます。

よろしいでしょうか。

(山岸委員)

はい。

(反田会長)

ほかにございますか。

(一之瀬委員)

意見なのですけれども、審議の中でもお話をいたしました、最低賃金は法で定められておりまして、個々の企業の業況とか賃金の支払い能力にかかわらないで、支払いを強制されるものになります。

したがって、我々とすれば、その決定にあたっては、法で定められている三つの要素、これを、労使ともにですね、あるいは公益を含めて、慎重に検討、審議すべき内容だと考えております。

中でも、私ども使用者側はですね、当然消費者物価の上昇による労働者の生計費への影響、これは十分配慮したうえで、いまだ、感染症の影響が残るあるいは、今年度になってから、急激な企業物価の高騰によって、中小、特に小規模事業者が大変厳しい状況にある、こういったところを配慮いただきたいということで意見を述べてまいりました。

しかしながら、結果としまして、今年度の審議も、ここ数年の審議と同様、政府方針のみを強く意識した目安額の提示、それから地方審議会においても目安額を、ある意味絶対的な根拠として審議した結果でありまして、使用者側としましては強い不満を表明します。

(反田会長)

御意見ということでよろしいでしょうか。

(一之瀬委員)

はい。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

(長谷川委員)

意見で。

私もこの会に参加させていただいて3年目になるんですけども、やはり、中央で目安を出して、それが地方に降りてきて、そこで決まるというこのやり方自体が、どうも、何かおかしいなという気がしています。

要は、政府にしてみれば、最低賃金を上げるということ自体が政策になっていて、要は、自然に、企業が儲かれば人が欲しくなる、欲しくなって人が足りなくなればたくさん出す、それで、どんどん賃金が上がっていくというのが本来のあるべき姿だという風に思ってます、これを国が主導して最低賃金を毎年上げていく、22円くらいから始まって、毎年1円ずつ高くなって、今年はちょっとびっくりするくらい上げ幅も多いわけなんですけれども、そういう風に考えると、この中央が示すやり方というものの自体には反対をしたいなと思っています。

(反田会長)

ほかにございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

そのほかに御意見等がなければ、この専門部会報告は了承されたものといいたしたいと思います。

(反田部会長)

次に、ただいまの部会長報告に基づき、山梨県最低賃金改正に係る審議会からの答申についてお諮りします。

事務局に答申の案を作成していただいておりますので、それを配付の上、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

案。

令和4年8月5日、山梨労働局長生方勝殿。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和4年7月5日付け山梨労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和2年10月9日発効の山梨県最低賃金、時間額838円は、令和2年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

次のページを御覧ください。別紙1になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間898円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

さらに次のページを御覧ください。別紙2となります。

山梨県の最低賃金は、生活保護水準を下回ってはいなかったことが記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

（反田会長）

ただいまの答申案につきまして、何か御質問・御意見等はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

（反田会長）

よろしいでしょうか。

それでは、この答申案について採決をします。

慣例により、反対から採決を行います。

この答申案について反対の委員は、挙手を願います。

使用者側4名ですね。

他にはございませんね。

ありがとうございました。

次に、この答申案について賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側4名、公益側2名ですね。

ありがとうございました。

念のため、保留の委員はいらっしゃらないですね。

ありがとうございました。

採決の結果、使用者側全員反対でしたが、出席委員の過半数により賛成で可決されました。

全員一致とならず残念ですが、可決されましたので、これで答申をしたいと思います。

それでは、可決されました答申案に基づいて答申を行います。

（賃金室長）

報道機関の方に御案内いたします。

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

(会長が労働局長に答申を手交。)

(賃金室長)

それでは、報道機関の方におかれましては、カメラ撮影はここまでとさせていただきますので御着席ください。

(反田会長)

それでは、ここで労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長)

ただいま会長から、令和4年度の山梨県最低賃金の改正に係る答申をいただきました。

7月5日に諮問させていただいて以来、委員の皆様には慎重かつ熱心な御審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今後におきましては、本答申を尊重しまして、速やかに所定の手続きを行い、県民の皆様へ、改正されました最低賃金額を確実にお知らせ申し上げるよう、事務局一同、周知広報に努める所存でございます。

最後に本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます。答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは、次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、山梨県地域別最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、今後の手続について説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板で公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定により、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされていますので、この異議申出の締め切りは9月7日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審、いわゆる「異議審」を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

この異議申出につきましては、例年提出されておりますので、異議申出があることを前提といたしまして、既に委員の皆様と日程調整を行わせていただき、異議審を9月8日に開催する予定としております。

異議審におきまして、答申どおりが適当との決定がなされた場合には、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示がなされると、その30日後に発効することとなりますが、官報公示の手続に少し時間がかかりますので、9月20日火曜日が官報公示予定となり、改正されました最低賃金の発効日は10月20日木曜日となる予定です。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明に、何か御質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

【(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)】

(反田会長)

それでは、次に移ります。

議事の(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてです。

特定最低賃金の改正の必要性を検討するために、8月22日に開催されました、特定最低賃金検討委員会における審議の結果につきまして、今井委員から報告をお願いいたします。

(今井委員)

8月5日の本審において諮問を受けました特定最低賃金である電気と自動車の2業種について、8月22日に特定最低賃金検討委員会を開催しました。

当日、委員長に選出されました伊藤委員が御不在のため、委員長代理に選出されました、私から報告します。

この二つの特定最低賃金改正の必要性について慎重に検討した結果、本日配付しております委員会報告のとおりとなりました。

事務局からの朗読をもって報告とさせていただきます。

(反田会長)

それでは、事務局は朗読をお願いします。

(賃金室長)

本日の資料に特定最低賃金検討委員会報告の写しがありますので御覧ください。

それでは、最初に電気の方から朗読させていただきます。

令和4年8月22日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会特定最低賃金検討委員会委員長伊藤一帆。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当委員会は、令和4年8月5日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

以下、委員の皆様のお名前がございましたが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

令和4年8月22日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会特定最低賃金検討委員会委員長伊藤一帆。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。
当委員会は、令和4年8月5日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託

された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

同様に、委員の皆様の御名前の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

御意見等がなければ、特定最低賃金検討委員会報告を了承することにいたします。

(反田会長)

ただいまの報告に基づきまして、二つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議会の答申について、お諮りしたいと思います。

事務局は、答申の案の配付をしていただきまして、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、まず、電気の方から朗読させていただきます。

(案)。

令和4年8月23日、山梨労働局長生方勝殿。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和4年8月5日付け山梨労発基0805第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

次に、自動車の方を朗読させていただきます。

(案)。

令和4年8月23日、山梨労働局長、生方勝殿。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和4年8月5日付け山梨労発基0805第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申の案につきまして、何か御意見等はございますか。

(各側委員)
(意見等なし。)

(反田会長)
それでは、この答申案につきまして採決を行います。
まず、反対から行います。
反対の委員は、挙手をお願いします。
いらっしゃらないですね。
それでは、賛成の委員は、挙手をお願いします。
はい、ありがとうございました。
全会一致で賛成ということで決定することにいたします。
では、労働局長に答申いたします。

(会長から労働局長へ答申文を手交。)

【(3) 特定最低賃金改正決定について(諮問)】

(反田会長)
では続きまして、議事の(3)に入ります。
7月25日に改正の申出のありました、2つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性ありとの答申を行いましたので、ここで特定最低賃金の2業種の改正決定について、労働局長から諮問を受けることにいたします。

(労働局長から会長に諮問文を手交)

(反田会長)
それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)
それでは、まずは電気の方から、朗読させていただきます。
山梨労発基0823第1号、令和4年8月23日。
山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。
山梨労働局長生方勝。
最低賃金の改正決定について、諮問。
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。
記。
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号。
続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。
山梨労発基0823第2号、令和4年8月23日。
山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。
山梨労働局長生方勝。
最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。
記。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号。
以上でございます。

（反田会長）

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきます。

（労働局長あいさつ）

先ほど、反田会長から特定最低賃金の二つの業種につき、改正決定の必要性ありとの答申をいただきましたので、直ちに調査審議を求める諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、地域別最低賃金に引き続きまして、特定最低賃金の御審議につきましても、どうぞよろしくお願いいいたします。

特定最低賃金は、関係する業界の労働条件の向上、事業の公正競争の観点から、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて、労使主導のもと決定されるものであると理解しております。

本年度につきましても、各委員の皆様の真摯な御議論の下、労使で一致できる水準での御答申をいただけることを期待するものでございます。

以上、簡単ではございますが、諮問に当たりましての御挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいいたします。

（反田会長）

ありがとうございました。

ただいま労働局長から、特定最低賃金2業種の改正決定について諮問がありましたので、今後、当審議会におきまして、調査審議を進めてまいります。

【（４）特定最低賃金専門部会の設置等について】

（反田会長）

それでは次に、議事の（４）に入ります。

ただいま諮問を受けました、電気と自動車の特定最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の規定に基づきまして、専門部会を設置して、調査審議を行うことになっております。

この専門部会の設置等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

それでは、説明いたします。

まず、資料の1ページを御覧ください。

下の方になりますが、最低賃金法第25条第2項におきまして、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、とされております。

その下の、同条第3項におきまして、専門部会につきましては、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員、及び公益を代表する委員の各同数をもって組織する、とされております。

次に資料の5ページを御覧ください。

最低賃金決定の仕組みを表した図になります。

特定最低賃金につきましては、下の図になります。

図の中に、赤や青や緑色の字で日付が記入されておりますが、これは、昨年度の各手続等が実施された日付を記載したものとなっております。

今後のスケジュール感の参考にさせていただければと思います。

次に7ページを御覧ください。

「令和4年度最低賃金改正等の推進について」ですが、この中の、第1の2の(2)専門部会の中の、カタカナのイにある規定によりまして、専門部会の各側の委員の数は3名とすると定められております。

ページが前後いたしますが、次に3ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の抜粋となります。

最低賃金審議会令第3条第1項におきまして、委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対しまして、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、この審議会終了後、直ちに委員推薦の公示を行わせていただきます。

この相当の期間につきましては、通常は2週間程度とさせていただいております。

この公示を行い、推薦をいただいたところで、局長が委員を任命することとなっております。

委員の任期についてですが、本審の委員と異なり、専門部会の委員には任期の規定はなく、専門部会が廃止されると任期が終了することとなります。

ここで、3ページの一番下の、審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

この規定により、専門部会における金額審議が終わり、改めて本審を開催しなくてもよいように、あらかじめ、専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止するという議決をいただければ、2業種の最低賃金が決定した時点で、専門部会の任務が終了したということになり、2業種の専門部会を自動的に廃止することができます。

つきましては、本日、専門部会の廃止につきましても、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、特定最低賃金の専門部会を設置すること、それから、特定最低賃金専門部会は、その任務を終了した場合は廃止すること、以上2点につきまして、確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、特定最低賃金の審議につきましては、専門部会を設置して、調査審議をすることといたします。

また、当該専門部会につきましては、その任務を終了した場合は廃止といたします。

専門部会の委員の任命につきまして、今後、事務局において、所定の手続きをお願いいたします。

【(5) 特定最低賃金の専門部会専決決議について】

(反田会長)

続きまして、特定最低賃金の専門部会の専決決議について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

再びお手元の資料の3ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。

次に、資料の7ページを御覧ください。

下から5行目のところになりますが、第1の2の(2)の工に、特定最低賃金の改正決定に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定が適用できることになっております。

ただし、この規定が適用されるのは、専門部会における決議が全会一致の場合に限るとしておりますので、全会一致の場合のみ、専門部会の決議を本審の決議にすることができることとなります。

全会一致でなかった場合につきましては、本審を開催し、改めて採決を行うこととなります。

以上のことを踏まえまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」につきまして、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることにしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることとします。

【(6)その他】

(反田会長)

それでは、最後の「その他」に入りますが、何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

2点説明いたします。

1点目は、今後の日程等についてです。

特定最低賃金専門部会につきまして、労働者側、使用者側から御推薦いただき、専門部会の委員が決定しましたら、速やかに専門部会の日程調整をさせていただきます。

また、専門部会における決議が、全会一致とならず本審を開催する場合に備えまして、本審委員の皆様全員に本審開催の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、本日、山梨県最低賃金改正決定についての答申をいただきましたことについて、この後、報道機関に対して広報を行う予定としております。

本日のテレビ・ラジオ、明日の新聞での報道があるかはわかりませんが、御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、令和4年度第3回山梨地方最低賃金審議会を終了します。

なお、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。

それでは、皆様お疲れ様でした。